

宇城市立松橋中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定

令和4年3月20日改訂

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃(インターネットを通じて行われるものを含む)を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校において、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめについては、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての生徒が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分認識するようにする。また、次の5点についても共通理解を図る。

- 「弱いものをいじめることは人権侵害にあたる行為でもあり、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- いじめられている生徒の立場に立った親身な指導を行うこと
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- 家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(4) いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための取組

(1) 取組の内容

① いじめの理解を深めるための取組

- ア 職員に対して、職員会議や生徒指導委員会等の中で、方針の共通理解や情報共有を図り、校内研修において事例研究や教職員の気付く力を高める内容の研修を計画的に行い、いじめの防止に向けて組織的に取り組む体制をつくる。
- イ 生徒に対して、生命尊重の精神及び人権感覚を育む人権教育、他人を思いやる心を育む道徳教育を充実させることにより、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- ウ 家庭に対して、学級懇談会等や講演会、学級通信等でいじめの実態や指導方針などの情報を発信し、家庭教育の大切さを啓発することにより、いじめの未然防止や早期発見に努める。

② いじめの未然防止に向けた取組

ア 分かる授業づくり

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間である。すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍できる授業の工夫・改善があれば、学力向上はもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。また、特にアクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発語と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

イ 集団づくり

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。その基本となるのが学級である。学級は一人一人の生徒にとって学校生活のよりどころであり、心のよりどころでもなければならない。生徒同士が気兼ねなく語り合い、共に喜びや悩みを分かち合い、共感的に理解し合うとともに、相互に高め合う集団づくりが大切である。また、教師一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

ウ 体験活動の充実

キャリア教育と関連した職場体験、福祉体験、ボランティア体験や、修学旅行、集団宿泊教室などの学校行事での自然体験、社会体験等の体験活動を学校が意識的に発達段階に応じて教育活動に取り入れることが大切である。さまざまな体験活動を通して、生徒たちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、感謝する心、共に生きることなど自分自身が気づき、発見して体得することができる。

エ 生徒会活動の推進

生徒会を中心にいじめを許さない取組をしていくことは、生徒自身がいじめについて理解し、傍観者ではなくいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動していくことにつながる。大人の目から見えにくいいじめの未然防止や早期発見に大きな効果がある。

③ いじめの早期発見のための取組

ア 日常的な生徒の状況把握

生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に大きな効果がある。授業及び給食や掃除の時間以外にも生徒と過ごす時間を増やすことにより、生徒からの情報収集や互いの信頼関係づくりにつながる。また、本校が取り組んでいる松中ノートの心と体の健康チェック表や日記などの情報から、必要に応じて生徒と教育相談することは、生徒の不安や悩みの早期発見や早期対応に活かすことができる。

イ 実態調査・教育相談

いじめを早期に発見するため、生徒に対するアンケート調査を定期的に行い、アンケート結果をもとに、教育相談を実施し、実態の詳細を把握する。

ウ 家庭との連携

家庭は生徒の健全な成長と発達において重要な役割を果たしている。学校や学級の指導方針について家庭の理解と協力を得るとともに、意見や要望等が寄せられるような信頼関係を日頃から築いておくことが大切である。また、定期的に保護者対象のアンケート調査を実施し、実態の詳細を把握する。

エ 相談しやすい環境づくり

生徒及び保護者が相談しやすい環境づくりのために、いじめ相談の窓口を設置し、定期的にスクールカウンセラー(SC)や心の相談員による相談活動を行う。また、スクールソーシャルワーカー(SSW)、学校支援アドバイザー等、必要に応じて関係機関との連携を図る。

④ 事後対応

ア いじめ問題発生後の生徒の心のケア

被害生徒に対しては、心の状態を十分に把握し、必要に応じて心のケアを行うためのカウンセリングを定期的実施する。加害生徒に対しては、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや被害生徒の気持ちを共感的に理解させる。周りの生徒たちに対しても自分たちの問題として考えさせいじめの傍観者からの転換を促す。

イ 取組の評価とアクション

いじめ問題発生後は、問題対応の後に取組の確認や評価をする機会を設け、再発防止のための計画を策定し、実施する。また学校評価の項目に取組の内容を加え、適正に学校の取組を評価し、次年度の取組の改善に活かす。

ウ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること(期間は少なくとも3カ月を目安とし、いじめ被害の重大性によってはさらに長期間の注視期間を設定する)

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと(面談等により確認する)

⑤ インターネット等を通じて行われるいじめへの取組

生徒及び保護者が発信した情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、適切に対処できるよう必要な啓発活動や情報モラル講演会等を実施する。

(2) いじめ防止等に関する体制づくり

① いじめ防止等のための組織の設置

いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を実効的に行うため、情報の共有や対応の検討、取組の計画を提案する生徒指導委員会と全体的な方針や年間計画の検討、いじめの防止等のための取組を検討・評価する「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

【いじめ防止等対策委員会】

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭、情報集約担当者、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、心の相談員

※場合によって、学校評議員、PTA代表、宇城教育事務所、スクールソーシャルワーカー
学校支援アドバイザー、宇城市教育委員会、児童福祉センター、家庭児童相談員等

<役割・活動>

- いじめ防止基本方針の確認と検討
- いじめの防止等のための取組の検討と評価
- 重大事案への対応の検討と関係機関等との連携

<委員会の開催>

年2回委員会を行うものとし、重大ないじめ事案発生時は、校長の指示のもと、緊急会議を開催する。

【生徒指導委員会】

<構成員>

教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭

<役割・活動>

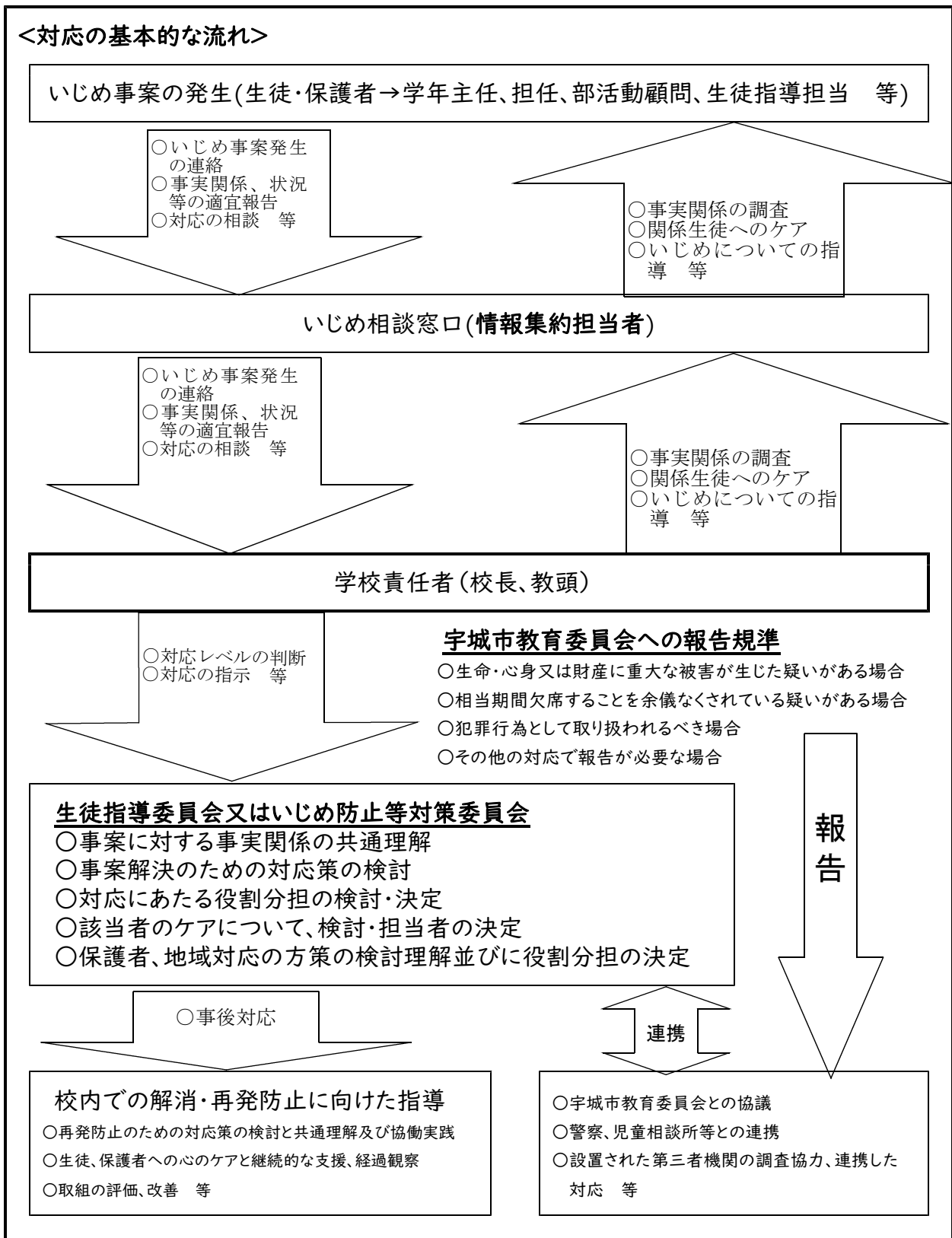
- 生徒の情報交換、情報の共有や対応の検討
- いじめ問題発生時の対応の検討、役割分担
- いじめの防止等のための年間指導計画の立案・作成
- いじめの理解、未然防止や早期発見の取組の提案

<委員会の開催>

週1回委員会を行うものとし、いじめ事案発生時は、校長の指示のもと、緊急会議を開催する。

② いじめ事案発生時初動の基本的な流れ

いじめ事案が発生した時は、迅速かつ組織的に対応することで、生徒や保護者へのいじめの影響を最小限に抑えることができる。基本的な流れとしては、下図の通りである。



③ 年間を見通したいじめ防止等指導計画の整備

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。組織体制を整えると同時に、年間指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に対する取組を行うための体制づくりに努める。

(3) 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大事案への対処

重大事案が発生した場合には、下記3点の内容を確実に行之、関係機関との連携のもと、その解決・解消に向けた取組を行う。

- 速やかに宇城市教育委員会に報告し、指示を仰ぎ、必要に応じて警察等の関係機関へ報告する。校長が中心となって学校全体で組織的に対応し、適正かつ迅速に事案の解決に努める。
- 事案によっては、学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得たうえで、説明文書の配付や緊急保護者会を開催する。
- 事案によっては、マスコミ対応の必要性もあるため、対応窓口を教頭に一本化し、誠実な対応に努める。